

欧米なみの信用状判決への内憂と外患

橋 本 喜 一

第一 はじめに¹⁾

I 国際的な統一性から逸脱した信用状判決

わが国の裁判所で信用状に関し欧米なみの粹な判決を手に入れるには依然として重大な内憂と外患が存在する。内憂は裁判所の知識の程度にあり、外患はわが国銀行の訴訟態度にある。わが裁判所の信用状の解釈に世界的な統一指向と矛盾するものが散見されることは ICC（国際商業会議所）²⁾も

1) [本稿起草の動機]

およそ信用状に関しては荷為替信用状でもスタンバイ信用状でもわが国に国内法はなく、ICC（国際商業会議所）作成の UCP（信用状統一規則）やアメリカ「国際銀行法律及び実務協会」作成の ISP98 その他の約款に依存するところが多い。しかしどれも統一的な法体系をもつものではなく、いずれも一種の標準約款の域を出るものではないため、これらに定められていない事項も多く、解釈の割れる事項も存する。しかし信用状やこれらの約款の背後には既に緻密な法理論の世界が形成されていて、恣意的な解釈の出る幕はほとんどないほどであるが、わが国の裁判ではとかくその間隙が法的手順によることなく、例えば UCP に規定がないとの一事によって取扱銀行の都合次第の奇異な解釈が主張されたり、その解釈が裁判所で認められるような現実も存在する。本稿はこの現実を憂慮したものである。

2) ICC とはバリーに本部を置く国際商業会議所の略であって、1919 年の創立以来信用状や運送証券を含む広範囲な国際間の商取引のルールづくりに重要な役割を演じつつある NGO の一つである。

再三にわたって指摘してきたが³⁾、ここで取り上げた最近時の東京地裁判決（及び東京高裁におけるその和解条項）もきわめて特異である⁴⁾。それは ICC や国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）その他による信用状統一運動を介した信用状の解釈と取扱の世界的な統一への障害となり、予見可能性を損なって取引当事者の法的安定を損なうにとどまらず、この種の国際的な支払担保法制に関するわが裁判所の理解の不足を露呈したものとして、一国の訴訟への信頼にも消極的な影響を与えると危惧される。それが裁判所の一家言ではなくて、一方訴訟当事者たる外為銀行の言い分に偏した結果であることも多い。

II 裁判所の今回の誤り

裁判所の今回の誤りは、有り体に言えば、代理人と本人の法的地位を誤解したものである。本稿の主要登場人物たる Y 銀行⁵⁾（買取銀行）は Z 銀行（信用状発行銀行）の代理人であり、当然に委任条件（Z 銀行が発行した信用状所定の条件）に拘束される。しかし裁判所は Y 銀行が Z 銀行の代理人なのか否かについて自信が持てないことを告白しつつ、それでも敢えて議論を進め、仮に代理人だとしても Y 銀行は信用状条件に拘束されず自由

3) 例えば ICC インサイト報告（April-June 2012）は UCP600 実施後数年が経っても日本や中国において発行銀行からノミネートされた銀行（指定買取銀行）の negotiation や availability の解釈に誤解と混乱が見られるなどと述べている。わが国の事例を一々指摘することは別の機会に譲った。

4) 東京地裁民事第 10 部平成 21 年（ワ）第 30522 号債務不存在確認訴訟（垣内正判事ら）；平成 24 年 5 月 11 日請求棄却判決言渡。控訴後平成 24 年 11 月 22 日和解後取下げ。和解調書は東京高裁平成 24 年（ラ）第 1622 号；廣田康士判事）。これらは市販の判例誌には未掲載だが、訴訟資料は民事訴訟法 91 条により一般公開されている。

5) 「Y 銀行」はわが国の著名なメガバンクの一つである。ここでは敢えてその実名を表示しなかったが、注記 3 の手順を踏めば、たやすく実名とその代理人弁護士の氏名を知ることができる。

に独自の条件で行為することができるなどというきわめて理解困難な判決をした。

具体的に言えば裁判所は、(イ) Y 銀行が発行銀行 Z の代理人なのか否か確信をもてないとしつつ、仮に代理人であるとしても、(ロ) 発行銀行の信用状条件が償還免除条件 (without-recourse) 付き買取 (支払と同義⁶⁾) である場合においても償還義務付き (with-recourse) の買取ができるとか、(ハ) 確定日払い条件であっても支払期日前の任意の時期に買取ができるなどと言って、訴訟の勝敗を逆立ちさせた。「信用状厳正の原則」まではいざ知らず、「履行補助者の権限は授權の範囲」という一般法原則程度は熟知したはずの裁判所のこの結論は、訴訟の経過をみれば、全て被告 Y 銀行の意図的な主張、誘導に沿ってなされたもののように見える。

Ⅲ 本稿の目的

それゆえ本稿の課題はこの裁判に典型的に示された「内憂と外患」を具体的に揭示することにある。具体的には (A) 裁判所の論理そのものの瑕疵を指摘し、(B) かかる瑕疵が被告 Y 銀行のいったいどのような主張に依拠してなされたのか、その主張がはたして信用ある有力な外為銀行とし

6) (買取信用状における支払と買取 *negotiatuion*)

買取信用状の発行銀行は外国居住の受益者に対し支払を約するが、直接に支払うのではなく、受益者居住地のコルレス銀行 (指定銀行) にいわば立替払いを委任した後、これに償還給付をなす。まず指定銀行が受益者からドキュメント (手形添付) を善意取得し、受益者に対し割引金額でなくて手形額面金額 (face value of the draft) を償還免除条件で交付することが委任の内容であり (Gutteridge/Megrah's Law of Bankers' Commercial Credit, 8. ed. 4-105 note 270), 買取条件の細目は信用状に定められている。指定銀行のこの行為が *negotiation* と言われる。邦訳の「買取」は実体に必ずしも符合せず、とかく誤解の一因となってきた。委任事務 (*negotiation*) を処理した指定銀行は手形額面金額に手数料を付加して発行銀行に償還請求する。それによって発行銀行の支払は完結する。融資は買取ではない。

ての社会的責任を自覚し、信義誠実の原則に則ったものであったのかを疑い、(C) 裁判所が自らの能力を超過する課題に直面した際に、官僚裁判官の独断を回避する義務とはなにか、という諸点を論じようとするものである。

IV 本稿の方法論

方法論としてまず被告 Y 銀行の主張を二つの基準で検討する。その 1 は純粹に法的視点からの正当性の有無であり（法的視点で根拠のない主張は、専門家であるが故に、そうと知りつつ敢えてなされたものと解されよう）、2 はその主張が実際にも Y 銀行の実務でそのとおり遵守されているか、というものである。

もっとも 2 は法廷外の事実であってまず証明不能だから、攻守が逆転した場合にも Y 銀行が同じ主張をなすであろうかという基準を設定した（以下 p とは本件判決書中の該当頁、第五準とは Y 銀行の第五準備書面を指す。以下同様）。

第二 本 論

本件はありふれた買取信用状の「ネゴ取引」（negotiation 取引）である。

1 事実関係

外国の X 社はわが国の造船会社 O との造船契約が成立したので当地の Z 銀行発行の買取信用状 2 通（UCP600⁷⁾援用）を受益者 O に提供した。信用状の支払方法は支払期日を 2009 年 7 月 31 日とする negotiation であり、信用状金額は各 2 億 4400 万日本円、提供すべきドキュメントは本船の造

7) UCP600 とはバリーに本部をおく国際商業会議所 ICC 作成の「信用状統一規則 UCP」の 2006 年改訂版を指す。

船契約書と手形各 1 通のみであるところ、すべての任意の銀行を買取銀行と指定していた。

O は信用状を接受するや、支払期日の 1 年数ヶ月前の 2008 年 2 月 7 日と同年 4 月 11 日、Y 銀行に造船契約書および信用状金額と同額の 2 億 4400 万日本円の各手形を持ち込んで買取の申込をしたところ、Y 銀行はいずれも即日、2 億 3386 万 3476 円と 2 億 4375 万 4500 円を O に支払った (p2, 3)。

2 原告 X の請求の趣旨と請求原因事実

原告 X は Y 銀行を被告として、「被告 Y 銀行は訴外 Z 銀行に対し 4 億 8800 万日本円の費用償還請求権を有しないことを確認する」との判決を求め、その理由として、主位的には「Y 銀行は本件信用状について Z 銀行の履行補助者であるところ、上記「買取」は ① (償還免除条件たるべきところ) 償還条件付きの融資であって negotiation に該当せず、予備的に、② 本件「買取」は信用状の確定支払日ではなく、その到来前になされたため、これによっても Y 銀行の「買取」は Z 銀行の委任事務の履行にあたらない (negotiation に該当しない) というにあった (p1, 2)。

Ⅲ Y 銀行の主張

被告 Y 銀行は原告の請求棄却を求めて、概ね次のように主張した。

(A-1) Y 銀行の法的地位と償還免除条件の買取について。

1 Y 銀行は発行銀行 Z の本件信用状の履行補助者ではない。なぜなら本件信用状が援用している UCP600 に買取銀行が発行銀行の履行補助者である旨の規定が存在しないからである。

2 仮に Y 銀行が Z 銀行の履行補助者であるとしても、Y 銀行は O に対し償還義務付き (with-recourse) で買取をなすこともできる (with-recourse でも信用状条件違反にならない) (p14, 15)。なぜなら、① § 2UCP600

には買取 (negotiation) の定義が存するところ、そこには買取銀行の「買取」が償還免除条件でなければならない旨の規定がない。② § 12 UCP600 によると買取銀行は自らが「買取」をするか否かの自由をもつことが明らかであり、かかる自由を有する以上、発行銀行の支払い義務が償還免除条件であっても、買取銀行が発行銀行とすべて同様の義務 (償還免除条件付き買取義務) を負うことにはならない。③ わが国の銀行実務上、償還義務付き買取も negotiation と解されている (p14, 15, 第五準, 第六準, 第八準)。

(A-2) 原告は本件信用状が確定日払い信用状だと主張するが、確定日払い信用状なるものは実務的に不可能な条件を付したものであり、UCP に存在しない。それ故、仮に本件信用状が確定日払いであっても、買取銀行は支払期日に拘束されないと主張した (p17, 18, 第八準, 控訴理由書)。

IV Y 銀行の主張の法的検討

[はじめに；UCP の法的性質]

Y 銀行の主張は以上のようにすべての論拠を UCP に帰するものである。しかし UCP はなんら法としての体系をもつものではなく、信用状取引の、それ自体で完結的な規則を包含するものでもない。UCP の法的性質は難解であるが、本稿は取りあえず支配的見解に従ってこれを普通取引約款 (一種の標準約款) と解している。一般的に信用状には UCP に定められていない事項が多数に存在するが、これらについては信用状自体の法理的な構造の認識を踏まえつつ、国際私法によって確認された国内法を適用して解決されなければならず、このことに異論を呈する者はない⁸⁾。すなわち

8) 濱田一男「1983 年改訂信用状統一規則の諸問題」法政研究 54 巻 1 号 28 頁以下。

仮に UCP に規定のない問題については、信用状の実体の法的理解が問われるのである。

1 (A-1) の検討 (Y 銀行の法的地位と償還免除条件の買取についての主張)

i 買取信用状において買取銀行が発行銀行の代理人(履行補助者)であることを明記した UCP600 の規定が存在しないのは Y 銀行の主張のとおりである。そこで問題は両者の地位に関する法的検討に委ねられるところ、それには多数の考察手法が存在するが、最も簡明なのは Y 銀行が如何なる事務を処理するのかと考えることであろう。Y 銀行自体は受益者 O に対しいかなる支払約束も権限も与えたものではなく、Y 銀行が処理しているのは Z 銀行が O に与えた権限(本件各信用状)に基づき、それゆえに O から持ち込まれた(Z 銀行の)支払事務の履行である。かかる場合における Z 銀行と Y 銀行の法的関係がいかなるものかは、わざわざ UCP の規定がなくても自明であり(Y 銀行は O に対する Z 銀行の支払約束の履行補助者ないし復受任者)、これは Y 銀行自身でも分かり切った話であろう。判決には「履行補助者であるか否かは別として」などと記載されているが、裁判所がこの点を本当に理解できなかったとも信じられない話である。

ii 裁判所は Y 銀行によってなされた「買取」が償還義務付きであった事実(原告主張に沿う事実)はこれを認定している(奇妙なことに一部の買取は償還免除条件であったとも認定した)。そうすると、本件では買取信用状における償還義務付き買取が信用状条件に適合したものであるか否かが問われるはずである。

そのためには、(i) 受益者に対する信用状発行銀行(Z 銀行)の支払が償還免除条件なのか否か、(ii) 発行銀行の支払が償還免除条件だとして、買取銀行の買取が償還条件付きであることが許されるのか、というのが課題となるが、Y 銀行主張のように、それらを明記した UCP600 の規定も存在しない。それらはすべて法理論に課せられてきた問題である。

まず、(i) 発行銀行の支払が償還免除条件たるべきことは UCP が別に付与した法的性質ではない。それは信用状債務（受益者に対する支払債務）の独立抽象性⁹⁾という信用状そのものに本質的な法的性質に由来するものである¹⁰⁾。信用状債務の独立抽象性に基づく「償還免除条件」は、発行銀行の「先ず支払って、訴訟は後」という有名な法格言¹¹⁾で示されてきた。すなわち発行銀行は受益者に対価関係（発行依頼人との売買契約）上の支払請求権が発生したことを根拠として信用状の支払をするのではない。発行銀行は受益者の支払請求の正当性を疑っても、信用状に定めた条件が成就したとの客観的な一事に基づいて支払いをなす（信用状債務の独立抽象性）。その結果の当否は後に受益者を相手とする発行依頼人 X 社の売買契約等の対価関係上の不当利得返還請求ないし不法行為損害賠償請求（という信用状法律関係以外の請求原因事実）に委ねられる（主張責任の転換）。それゆえ償還は（信用状法律関係に基づいた）返還条件付きであるべきではない¹²⁾。これは信用状における「訴訟の置き換え機能」と称される最も基

9) 信用状債務の抽象性・独立性の法的根拠は、指図説が去った現在では抽象的第三者のためにする契約説や端的に § 780 BGB の抽象的債務約束その他に求められ、コモン・ローでは *contract sui generis* 説が通説と解される。発行銀行の債務の独立・抽象性と償還免除との関連については例えば W. Wessely, *Die Unabhängigkeit der Akkreditivverpflichtung von Deckungsbeziehung und Kaufvertrag*, 1975, 15-31; Canaris, *Bankvertragsrecht*, 1988, 1004-1025; R. Jack, *Documentary Credits*, 2. ed., 67-5, 76 が詳しい; 拙著「銀行保証状論」丸ノ内出版 2000 年 128 以下も参照可能である。

10) これをどのように法的構成するかは法律学などの理解の問題であって UCP の課題ではない。

11) Liesecke, *Rechtsfragen der Bankgarantie*, WM 1968, 22, 26.

12) ちなみに発行銀行が対価関係上の原因を理由に受益者に対する償還請求をなし得ないことに対する例外は稀有である (Canaris, Rdn, 1012-1025; Wessely, Rdn, 172-180 等)。この両者間の信用状関係自体（例えば受益者の信用状条件違反）や受益者の権利濫用を理由として許される償還請求は対価関係上のものではない。

本的な法的性質である (Canaris, Bankvertragsrecht, 3. Aufl, 1988, Rdn1017; BGHZ 90, 287, 294)。§ 7bUCP600 に “issuing bank is irrevocably bound to honour” と述べられているのはこの事実である。

(ii) 次に前述のように、買取銀行は発行銀行の代理人であり、履行補助者として買取をなすため、受任者の権限は授権の範囲内という法の基本的な原則に基づいて、買取銀行の買取は償還免除条件たるべきものとなる。但しここで Y 銀行は「買取銀行の買取条件が信用状条件と相違しても、§ 12a UCP600 がその買取を認めている」と主張し (p17, 18, 第八準, 控訴答弁書), 裁判所もこの主張を引用しているが, § 12aUCP600 はそのような、代理人は自由に授権の範囲を超過することができるなどという破格の法原則を述べたものではない。

平素は人目に触れることもないこの § 12a UCP600 は、直訳すれば「指定銀行は確認銀行でない限り、買取を授権されていても買取を義務付けられるものではない。但しその指定銀行が (買取の) 義務を負う旨に同意し、かつそれを受益者に通知している場合を除く。」というものである。但書きは本文にいう確認行為を敷衍したものだから、本条は、指定銀行は (発行銀行を連帯保証した) 確認銀行でない限り受益者のドキュメントの買取申立に応じる義務はなく、拒否することもできるという代理法上当然のことを述べたものであり、わざわざ UCP に一文を挿入する必要すらなかったものである。Y 銀行のいうような、買取義務のない銀行が買取のだから、買取内容を自由に決定することもできるなどという破格のルールとは全く無縁な存在である。

(A-2) の検討 (確定日払い信用状の存在を否定する主張など)

i 確定日払い信用状は UCP に存在しないタイプなのか。

確定日払い信用状がいわゆる後日払い信用状 (§ 6bUCP600) の一つであることを疑う者はない。また仮に UCP に規定されてなくてもそれを理由として確定日払い信用状が無効となる理由はどこにもない。

ii 確定日払い信用状はY銀行の主張のように実行不能な信用状なのか。

確定日払い信用状は買取銀行の negotiation（平たく言えば買取）を当日のみになすよう買取銀行を拘束するものであって、受益者の買取申込日（ドキュメントの持込日）を拘束するものではない。期限付き手形の呈示が期限当日に限定されないのと同じである。Y銀行が業務上で手形法上のかかる事実を知らないはずはないから、意図的に誤った主張をしていると解されよう。発行銀行の支払が支払期日の前でなければ、その後でも差し支えないことは論じるまでもない。これらが同一日である必要もなんら存在しない。

およそ手形法上、確定日払い手形（time draft）の期日前支払は支払人の自己責任とされる（手形法40条2項）。期日前には支払人に支払権限がなかったのである。確定日払い信用状（time letter of credit）についても同様であり、発行銀行は受益者に対し確定日における支払を約しているのであり、第二銀行（買取銀行）は確定日における支払権限を有するのみである。確定日払いとした発行依頼人の決定を買取銀行が独自の判断で変更し、実質的に一覧払い信用状とすることは授權の範囲外である¹³⁾。なお期日前支払の法的性質は negotiation ではなく融資と考えるのが通説である¹⁴⁾。本件は支払期日の1年数か月前の「買取」であり、かつ手形額面金額ではなく割引金額が支払われたことからこれが融資であって、信用状条件たる negotiation ではなかったことは容易に推定可能と解する。

iii 【信用状厳正の原則】

13) Banco Santander v. Bayfern Ltd. [1999] All Er (D) 586 (Queen's Bench Division (Commercial Court) [England] は確定日払い信用状がただ特定の支払日にのみ支払われるべきものと判示し前払の効果を否定している。現在でもリーディングケースとされている。

14) BGH, WM 1987, 977; OLG München, WM 1998, 554; Offshore Enterprises Inc. v. Nordic Bank PLC, IBL, Nov. 1984, 86 など。

確定日払い信用状における期日前支払は、さらに信用状に基づく書類点検上の「信用状厳正の原則 (strict compliance rule)」¹⁵⁾からも許されない。

これは信用状条件の厳格な形式的解釈を求めて実質的解釈を拒否し、信用状条件不一致の場合には、発行銀行に対し受益者や第二銀行による信用状上の権利（信用状給付請求権や補償請求権）の行使を拒否することを発行依頼人に対する信用状発行契約上の義務としたものである。

この厳格解釈も過度なものは排除すべく、国際標準銀行実務を考慮することが § 14d UCP600 にうたわれているが、その事例集 (ICC の ISBP, 2007) によるも支払期日に関する違反が許容された事例はない。

IV 裁判所の判断

上記各論点に関する裁判所の見解は、文字通り Y 銀行の主張と同一であり、鵜呑みにしたものであった。

裁判所はときに無駄な協道を辿りながら、結果的にすべて Y 銀行の主張に沿って原告の請求を棄却した。反対に Y 銀行の主張を批判する上記原告 X の見解はすべて「独自の見解」として一蹴され、訳文付きで提出された現在の代表的文献も¹⁶⁾裁判所が一瞥した痕跡は判決文に見当たらない。

V Y 銀行の法廷戦術と審理上の裁判所の問題点

1 以上、第一に Y 銀行の主張（及び結果的に裁判所の見解）はそれに沿

15) アメリカ統一商事法典 § 5-108 (a) UCC は明文をおいた。文献として Canaris, RdN 942, 962; R. Jack, Documentary Credits, 2. ed. 8. 2etseq.; OLG München, WM 1996, 2334; 拙稿「民商法雑誌 103/2/1; 103/3/1」等多数がある。

16) 原告 X は本稿各注記以外にも Gur Corporation v. Trust Bank of Africa, BL July 1986. 24; BGH, WM 1987, 977; OLG München, WM 1998, 554; Byrne, The Official Commentary on the International Standby Practices, 19982. 04; ICC, Commentary on UCP600 等を引証している。

う信用状学説が存在せず、世界共通の実務に基礎づけられたとの証拠もなく、要するになんら法的根拠のないものであったことが最大の特徴である（Y 銀行は法的根拠のないことを認識の上、故意に主張したとの推定が働く）。

第二の特徴は Y 銀行は立場が違えば決して同じ主張をしないであろうという点にある。例えば、発行銀行を相手方とする訴訟なら、Y 銀行は本件での主張とは逆に「貴行の支払は償還免除だ」と主張するはずであって、償還義務付きだなどと主張（自白）するはずはない。また Y 銀行が発行銀行であって条件違反の買取をした外国の買取銀行から償還請求されたとき、「貴行は吾人の信用状条件に拘束されず自由に買い取ることができる」などと言って請求を認めるであろうか（本件限りの主張と認識の上、結果だけを追求して意図的に手段を選ばなかったとの推定が働く）。

2 買取信用状という複雑な取引も UCP の 62 年改訂規則あたりから順次実務に導入され 74 年規則にはすでに明文化されていた。爾来 40 余年、専門事業者であれば UCP だけがその準則でないことを含め、日々業務上の基準としてきたはずの取引の基礎的な法的構造を知らないはずはなく、少なくとも訴訟代理人ら訴訟担当者においてその認識を有しなかったことはあり得ない。

専業者には白地も同然の裁判所を誘導して堂々と「日の当たる判決」へと導く社会的責任があり、敢えて争点を混乱させたり誤導してまで当面の訴訟を切り抜ければよいものではないと信じる。この点で Y 銀行の上記主張には判決の騙取とまでは言わないが、社会的責任にもとるものがなかったか。このままではわれわれの裁判所がいつまでも未熟なままで、世界に通用するものとなり得ないのではないかと危惧する。

3 主たる解決策は当然に裁判所の手中にある。本件裁判所はもっぱら被告銀行の主張を中心に判断を組み立てようとしたため、原告の主張を全く理解できなかったものである。その過程で原告のしばしばの上申にもかかわらず鑑定や専門委員の利用を拒否し、自己の知見にこだわって勝敗を

逆立ちさせたことは業務上の注意義務に違反するとすら言えないであろうか¹⁷⁾。現状のままでは通常裁判所が本件程度の訴訟を担うのも無理と解されるどころ、商事事件について特別法廷を設ける時期が既に経過しているのではないか。立法論としては、訴訟当事者からの鑑定や専門委員の利用の申立の却下は、裁判所が理由を付した決定をもってするものとし、これに対する異議の申立（さらに抗告）を可能とすることが急務であろう。訴訟当事者は弁論に際して目の前で裁判所の専門知識の欠如を痛感しても、なすすべもないまま終結を迎えざるを得ないのが現状である。

4 なお詳細は他日に譲るが、本件で裁判所には確認の利益および訴訟当事者適格の不存在を看過した重大な過失¹⁸⁾や「形式性の濫用」という間

17) 言うまでもないが裁判所も万能ではない。裁判はこのことを自覚すべきであろう。京都大学名誉教授で最高裁判事を務められた奥田昌道先生が「最高裁での審議を通して感じたこと」という先生らしい正直なエッセイを残している。「意外と当該事案の解決に直接役立つ資料や判例・評釈はない。……一審判決、原審判決の段階で速やかに評釈していただき、最高裁判決の形成に有意義な知恵なり指針を示してもらいたい」と（私法判例リマックス 29, 2004 下）。また関西出身の別の最高裁判事が退官後、「ほんとうに分からないことが多かった。退官してホットした」と述べられたこともある。ともに真摯で誠実な述懐であろう。

18) 訴訟法上の問題点として2つ指摘する。その1はY銀行に訴訟当事者適格を認めたのはきわめて疑問と解される点である。Y銀行はZ銀行の代理人であって、Xとの間になんらの法的関係も存在せず、XとY銀行間の不法行為の主張も見当たらない。その2は確認の利益の問題である。Y銀行が訴外Z銀行に対し事務処理費用の償還請求権を有するとの判決がY銀行とXとの間で確定しても、Z銀行は依然Y銀行を相手としてY銀行の委任事務処理の瑕疵を主張できる。さらにZ銀行が仮にY銀行の事務処理を適法と認めてXに対し求償しても、XはY銀行のその判断を争い、依然としてY銀行の「買取」が信用状条件違反だと主張することができる。XとZ、ZとYの間の契約関係は連鎖的に成立したが、各々独立した関係にたつからである。

なお本件は東京高裁においてZ銀行を参加させた和解となり、XはY銀行に対し融資額4億8000万円を（遅延損害金付きで）返還する、Z銀行は本件を

題を見過ごした誤りがあることを付言する。

-
- ↘ 信用状金額（4 億 8000 万円）を Y 銀行に支払い、かつ X の上記返還債務を連帯保証する旨の合意となった。実は Y 銀行は X より確定支払日の前に Z 銀行に対する償還請求禁止の仮処分を受けており、支払日と本件各信用状の有効期限は同日であって、それは仮処分中に経過していた（そのような仮処分を違法とする見解もある。拙稿・判例時報 1979 号 37 頁以下）。§ 36UCP600 は不可抗力（本件では償還請求禁止仮処分）によって有効期間が経過した信用状は発行銀行において支払をなすことを得ずと定めているので、もはや Z 銀行の信用状上の義務は消滅していたはずである。この不可抗力規定は古く 1933 年の最初の統一規則 13 条から一貫して不変のルールであって、Y 銀行がこれを知らなかったと弁解することは許されない。本件では 4 億 8000 万円にも及ぶ支払債務について Z 銀行はこの事実を認識していたであろうか。Y 銀行にはこれを Z 銀行に告知し、それでも和解条件に異論はないかと確認すべき取引上の誠実義務はなかったのであろうか。東京高裁は、私はそのような法規範のことをなにも知らなかったといって後見責任を免れるのだろうか。合意が優先することは争いないにしても、裁判所も各当事者も、いずれも取引ルールを知らない合意の効力はどう解すべきであらうか。ただ X と Z 銀行をかかると合意に迫りやっただが、本件第一審判決だったことは間違いないであらう。